

令和2年 第12回

東京都教育委員会定例会議事録

日時：令和2年6月25日（木）午前10時

場所：教育委員会室

令和2年6月25日

東京都教育委員会第12回定例会

〈議題〉

1 議案

第45号議案及び第46号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

2 報告事項

(1) 東京都教科用図書選定審議会（第3回）の答申について

～教科書調査研究資料について～

教育長	藤田 裕 司
委員	遠藤 勝 裕
委員	山口 香 (欠席)
委員	宮崎 緑
委員	秋山 千枝子
委員	北村 友人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	藤田 裕 司
次長	小池 潔
教育監	宇田 剛
総務部長	安部 典子
都立学校教育部長	谷理 恵子
指導部長	増田 正弘
教育改革推進担当部長	藤井 大輔
教育政策担当部長	小原 昌
（書記） 総務部教育政策課長	秋田 一樹

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 おはようございます。ただいまから、令和2年第12回定例会を開会いたします。

本日は、山口委員から、所用により御欠席との届出をいただいております。

本日は、共同通信社ほか3社からの取材と、8名の傍聴の申込みがございました。また、朝日新聞社から、冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。

これを許可してもよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、許可をいたします。入室をお願いいたします。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も、退場命令の対象になりますので、御留意をお願いいたします。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用するとともに、換気をよくするため、扉を開けたまま議事を進行させていただきます。御了承願います。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、遠藤委員をお願い申し上げます。

前々回の議事録

【教育長】 5月5日の臨時会議事録及び5月14日の第9回定例会議事録につきましては、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。それでは、5月5日の臨時会議事録及び5月14日の第9回定例会議事録につきましては御承認をいただきました。

次に、5月28日の第10回定例会議事録及び6月11日の第11回定例会議事録が机上に配布されております。次回までに御覧をいただきまして、次回の定例会で御承認を賜りたいと思います。よろしくをお願いいたします。

議 案

第 45 号議案及び第 46 号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外 1 件について

【教育長】 それでは、第 45 号議案及び第 46 号議案、「東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外 1 件について」の説明を、都立学校教育部長からお願いいたします。

【都立学校教育部長】 第 45 号議案及び第 46 号議案、「東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外 1 件」につきまして御説明いたします。議案資料を御覧ください。

記書きの「1 改正内容」でございます。

(1)は、東京都立学校設置条例の一部を改正するものでございまして、アは、別表の高等学校の項に、都立赤羽北桜高等学校の名称及び位置を追加するものでございます。

イは、別表の特別支援学校の項に、都立東久留特別支援学校の名称及び位置を追加するものでございます。

続きまして、(2)は、東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正するものでございます。

アは、別表の高等学校の項に、赤羽北桜高等学校の名称、課程及び学科を定めるものでございます。

イは、別表の特別支援学校の項に、都立東久留特別支援学校の名称、障害種別、課程及び学科を定めるものでございます。

まず、都立赤羽北桜高等学校の概要につきまして、3 ページを御覧ください。

同校は、都立高校改革推進計画新実施計画に基づき、保育士や栄養士への興味、関心を高める学習を行う「保育・栄養科」や、調理士を養成する「調理科」、超高齢社会に対応した介護人材を育成する「介護福祉科」を併せもった、新たな専門高校として設置するものでございます。

1 の「学校規模等」は、18 学級、630 人を定員とし、3 の「設置場所」は、北区西が丘三丁目 14 番 20 号で、2 のとおり、令和 3 年 4 月 1 日に開校予定でございます。

4 の「目指す学校」、5 の「教育課程」、6 の「施設計画」は、御覧のとおりでござい

ます。

次に、都立東久留特別支援学校の概要につきまして、4ページを御覧ください。

同校は、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づき、都立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加に適切に対応するため、知的障害教育部門高等部普通科及び職能開発科を設置する特別支援学校でございます。

1の「学校規模等」は、48学級、3の「設置場所」は、東久留市野火止二丁目1番11号で、2のとおり、令和3年4月1日開校予定でございます。

4の「目指す学校」、5の「教育課程」、6の「施設計画」については、御覧のとおりとなっております。

2ページにお戻りください。2の「都議会に付議する時期」でございますが、令和2年第3回東京都議会定例会を予定しております。

3の「施行期日」でございますが、東京都立学校設置条例の一部を改正する条例は、公布の日から施行するものとし、(2)の東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則についても、公布の日から施行するものとしたいと存じます。

なお、本施行規則改正案につきましては、(1)の条例案が東京都議会において可決された場合に確定するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願い申し上げます。

【北村委員】 条例については理解いたしましたし、結構かなと思います。しかし、関連して、都立高校は今、この赤羽北桜高校なども、魅力的な教育プログラムで、多様な選択肢を提示して、いろいろな機会を子供たちに提供しているなということを、改めて感じております。

ほかの都立学校でもいろいろな新しい取組を進めておりますので、是非こういう形の新しい取組を進めるような学校を、今後も積極的に造っていただきたいということと同時に、やはり、中学生たちに対して、「こういう進路選択がありますよ」ということを、是非積極的に伝えて、キャリア教育の中でうまく生かしていただきたいなということをお願ひしたいと思います。

【都立学校教育部長】 ありがとうございます。

昨年度来、中学生向けのPRのイベント等もやらせていただいております。今回は、コロナのためになかなか難しい部分がございますが、進路指導の先生ですとか、インターネット経由ですとか、そういったものを活用しながら、PRを進めたいと考えております。

【秋山委員】 このような専門的な勉強ができる高校ができるというのは、子供たちにとって非常にいいと思います。

「目指す学校」の中の(1)に、「指定保育士養成施設等への上級学校への進学とともに、介護福祉士の国家資格合格」とかありますよね。保育士も、国家資格ではなくても、東京都独自の保育の資格とかがあります。

ですから、高校を卒業したときに、これだけ勉強していれば、その東京都独自の保育資格も取れるように、ここに記載していただければ、もっと目指しやすいのではないかと思います。

【教育改革推進担当部長】 基本的に、こちらの学校の教育の設定としましては、まず、こちらの学校で3年間学んで、上級学校に進んで、保育士又は栄養士ということを想定している学校でございます。

ただ、委員から情報をいただきましたので、その辺も精査しまして、考えてまいりたいと思います。

【宮崎委員】 先ほどもお話がありましたように、高校がいろいろと特徴がある内容で、子供たちが目指しやすい、目標を定めやすいということは、大変すばらしいので、こういう形は結構だというふうに思います。

それから、名称も、地域と校種がシンプルに分かるということで、余り、はやり、廃りが無いという形で、いい名前を付けていただいたと思います。

1点、この赤羽北桜の方の、4の「目指す学校」の(4)ですが、「AO入試や推薦入試等による上級学校への進学」というところがありますが、このように限定することはないのではないかと思います。

それから、「AO入試」は「総合型選抜」と形が変わっておりますし、多分、もう「AO」というのは使わなくなります。

ですので、公式文書に残すときには、そういう形ではなくて、「様々な手段で進学する」とか、そのぐらいのことにして、余り限定しない方がいいような気がいたします。

【都立学校教育部長】 生徒が上級学校に進むときに、様々な手法を学校側が支援しながら

らやっていくという趣旨でございますので、先生の御指摘を踏まえて対外的にPR等に努めてまいります。ありがとうございます。

【遠藤委員】 ありがとうございます。

開校が令和3年4月1日ということで、1学年で6学級ということですが、こういう定員に対して志望者といえますか、変な言い方ですが、マーケットリサーチといえますか、この赤羽北桜高等学校に対するニーズですね。中学校の先生方の意向とか、そうしたものは何らかの形で調べていると思います。

これは、今までの皆さんの質問の中にあるように、十分あると思うのですが、本当に子供たちがこの学校に対して進学しようというのがどれぐらいいるのか。その目途を一応立ててやっているのだと思いますが、その辺を教えてください。

【都立学校教育部長】 調理の方に関しましては、ここ5年ぐらい、既に設置している都立高校について、高い倍率で推移してきたという経緯がございます。

また、先ほどお話ししました、昨年度実施したイベントなどでも、中学生が数十名単位で何回かの会に参加しているという状況でございますので、希望する生徒は一定程度見込めるだろうと考えているところでございます。

【教育改革推進担当部長】 今説明がございましたが、昨年度、中学校2年生、現3年生を対象に説明会をやっております。サマースクール、ウインタースクール、スプリングスクールということで開催しております。

そちらの方で人数を取っておりまして、一応、今募集を想定している人数と同等の応募者が出てくるという、現在ではそういう状況でございます。

【遠藤委員】 これは、学区制限とかはなかったですね。

【都立学校教育部長】 はい。ございません。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、本件、第45号議案及び第46号議案につきまして、原案のとおり決定してもよろしゅうございましょうか。――〈異議なし〉――ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、原案のとおり御承認をいただきました。

報 告

(1) 東京都教科用図書選定審議会（第3回）の答申について

～教科書調査研究資料について～

【教育長】 次に、報告事項(1)、「東京都教科用図書選定審議会（第3回）の答申について～教科書調査研究資料について～」、御説明を指導部長からお願いいたします。

【指導部長】 それでは、東京都教科用図書選定審議会の第3回の答申について御説明をさせていただきます。

まず、報告資料(1)の3ページの「参考資料1」の上段の図を御覧ください。

義務教育諸学校の教科書採択に当たりましては、東京都教科用図書選定審議会の意見を聞いて業務を進めておりますが、今回は、図の網掛け部分、「調査研究資料」について審議会に諮問し、6月15日に答申をいただきましたので、御報告をいたします。

4ページの「参考資料2」の下段の表を御覧ください。

今回の調査研究の対象は、来年度から使用する中学校用教科書でございまして、新学習指導要領の全面実施に伴い、文部科学省の検定に新たに合格した全ての教科、10教科、16種目、合計145冊でございます。

戻りまして、1ページを御覧ください。

審議会で頂戴した答申でございますが、教科書調査研究資料（中学校）は、調査研究資料として適切である。このため、都教育委員会は、この資料を採択に当たっての資料として活用すること。

また、区市町村等の他の採択権者に対しても、これが十分に活用されるよう、指導、助言又は援助を行うこと。

という内容でございます。

2ページに、調査研究資料の概要を記してございます。

2の「調査研究の項目」でございますが、各教科書の違いの明瞭化を図る観点から、内容及び構成上の工夫について調査研究を行っております。

内容につきましては、学習指導要領の教科の目標や、都教育委員会の基本方針等を踏まえ、教科書の特徴を示す内容について調査項目を設定いたしまして、その調査結果を、教材の数などの数値や教材名などのデータにして示しております。

構成上の工夫につきましては、各教科書の構成等において、特に工夫されている点について調査し、その結果を記述いたしました。

とりわけ、このたびの新しい学習指導要領では、「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた教育活動を展開し、生徒の生きる力を育むことを目指す」と示されましたので、こうした観点について、今回新たに調査項目を設定し、資料に掲載したところでございます。

それでは、具体的に調査研究資料等を御覧いただきたいと思いますが、種目が多いため、抜粋したページをデータで取り込んでおりますので、説明はタブレットで行わせていただきます。

また、委員の皆様の上には、何冊か教科書を置いてございますので、適宜、併せて御覧いただければと存じます。

まず、調査研究資料の内容について、「社会」の「歴史的分野」を例に取って御説明をさせていただきます。

こちらが調査研究資料の 80 ページになります。こちらの別紙 1 「調査研究の総括表」では、学習指導要領における教科の目標等を踏まえて、教科書の特徴を示す内容について調査項目を設定し、該当するページ数や事例数等を数えまして、一覧表に示しております。

その中から、教科書の特徴をより明確にするため、更に具体的な調査研究項目を選んだ上で、それぞれの教科書がどのように扱っているかを調査いたしまして、別紙 2 「調査項目の具体的な内容」にまとめました。

例えば、こちらの総括表の、「b 取り上げられている歴史上の人物の数」の調査結果について、更に詳細に調査した結果が、こちらの 81 ページとこちらの 82 ページになります。

お配りしている冊子では、歴史について、これらの具体的な調査結果を、81 ページから 103 ページまでにかけて掲載しております。本文やコラム、写真や図表などにより、各教科書でどのように扱われているかを、教材名や概要などとともに、具体的に記載しております。

次に、こちらの調査研究資料 978 ページを御覧ください。中段にございますアスタリスクを付した番号を御覧ください。

「イ 調査項目の具体的な内容について」の〈その他〉といたしまして、学習指導要領や都教育委員会の教育目標等に基づき、社会（歴史的分野）では、「我が国の位置と領土をめぐる問題の扱い」や、「オリンピック・パラリンピックの扱い」など、アスタリスクの 1 から 7 までの項目を調査し、冊子に調査結果を記載してございます。

続いて、こちらの調査研究資料の 128 ページを御覧ください。別紙 3 では、教科書の構成上の工夫について調査し、整理しております。

先ほど御説明しましたとおり、新しい学習指導要領では、「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた教育活動を展開し、生徒の生きる力を育むことを目指す」と示されました。

こうした観点から、全ての教科・種目において、学習の過程や基本的な学習の仕方が分かりやすく掲載されているかなど、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた工夫について調査をいたしました。

参考例として、幾つかの箇所を御紹介させていただきます。

例えば、こちらのページ、資料の左上に、「単元の始めの導入ページで見通しをもち、見方、考え方を働かせながら考察をし、振り返りの場面のまとめのページで、学びの成果や成長を確認することができるようにしている」とございます。

この点につきまして、具体的な教科書の内容を御覧いただきたいと思います。

こちらは見開きになっておりまして、単元の始めの導入のページになります。歴史を考察し、理解するための手立ての一つとして、時系列、推移等の四つの視点や方法を示し、歴史的な見方、考え方を説明してございます。

また、こちらのページの右ページの下では、この章で学ぶことを「めあて」として示し、生徒が見通しをもって主体的に学ぶことができるようにしてございます。

さらに、こちら、左ページ、本文横になりますが、枠で囲った部分のイラスト文字にありますとおり、見開きページごとに、学習課題や見方、考え方を示し、右ページの下「確認」で、当該ページで学んだことを振り返ることができるようにしてございます。

単元の最後では、学習全体の振り返りのページを設けているほか、生徒の疑問や話合いの様子を提示して、生徒同士の対話的な学びを促し、自分の考えを広げ、深めることに役立てられるような工夫をしております。

こうした工夫はどの教科書にも見られる特徴でございます。

同じように、「理科」について御説明をさせていただきます。

こちらが、調査研究資料の 296 ページになりますが、表題「イ 『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた工夫」の欄の一番下の段を御覧ください。

最初の項目に、「疑問→課題→仮説→計画→観察・実験→結果→考察→表現といった、探究の過程を記載」となっておりますとおり、この教科書では、見通しをもって観察や実験ができるような工夫がされています。

具体的な教科書の内容がこちらになります。各ページの左側に、ただいま申し上げた探究の過程が記載されております。

再度、こちらの調査研究資料の 296 ページを御覧ください。

先ほど御覧いただいた欄の一番下の項目の最後に、「自ら考える場、また、対話的な学びの場として、『話し合ってみよう』などを設定」と記載しております。

具体的な教科書の例はこちらになります。各ページの最下部の中央寄りの位置に、「話し合ってみよう」と記載がございます。

委員の皆様にお配りしている教科書見本では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた構成上の工夫が見られるページに、黄色の付箋を付けてございますので、御参照いただければと思います。発行者ごとの構成上の工夫に、違いや特徴があることが御覧いただけるかと思っております。

次に、こちら、調査研究資料の 192 ページになりますが、数学、第 3 学年の欄を御覧ください。

新しい学習指導要領では、数学について、「日常生活等から問題を見いだす活動などの充実により、さらに学習の質を向上」と示されていることから、各教科書で、日常生活や社会の事象を取り上げた問題が、数多く扱われてございます。

この欄の上から 13 行目、黄色のマーカーを付けてございますが、「渋滞学を学んでみよう」、あるいは、その 6 行下に、「スパゲッティメジャー」と記載がございます。

それぞれの項目について教科書を御覧いただきますと、こちらが、「渋滞学を学んでみよう」という教材でございます。そして、こちらの方が、「スパゲッティメジャー」を題材として、図形の相似を学ぶ教材になっております。

委員の皆様にお配りしている教科書見本では、該当するページに桃色の付箋を付けております。

続きまして、本年度、全面実施されました小学校の学習指導要領では、小学校の第5学年、第6学年で、「英語」を教科として学ぶことが導入されております。

中学校の新学習指導要領では、小学校からの一貫した学びを重視することになっております。このため、中学校第1学年の教科書の導入部分において、小学校で学んだことを振り返り、以降の学習に円滑につなげられるような工夫がなされております。

こちらが、調査研究資料の475ページになりますが、この第1学年の欄を御覧ください。第1学年の最初の単元、「0 startar 1～3」とありますが、小学校で学んだことを振り返る内容となっております。

具体的な教科書の例がこちらになります。こちらのページでは英語の文字と音、こちらでは簡単な英会話、更に、こちらのページでは発展的な英会話を用いております。

委員の皆様にお配りしている教科書見本では、該当するページに水色の付箋を付けておりますので、御参照ください。

ここで1点、構成上の工夫について補足をさせていただきます。再度、調査研究資料の128ページを御覧ください。

構成上の工夫として、どの教科・種目とも、デジタルコンテンツの有無についても調査をさせていただきます。教科書の目次や学習単元のところどころに、二次元コードが掲載されておりまして、教科書発行者が作成する動画や詳細資料、音声教材などにリンクができるようになっています。

この点につきましては、第8回の定例会において御説明させていただきましたとおり、こうしたコンテンツは教科書ではなく、教科書発行者の責任で作成する補助的な教材という扱いになってございます。

このため、文部科学省による検定の対象になっていないこと、また、実際のコンテンツがこの調査段階においては未作成であったり、作成されていても内容が随時更新されてい

ることなどから、今回の調査研究におきましては、デジタルコンテンツの有無のみを調査し、その内容については調査の対象外としております。

以上、社会（歴史的分野）、理科、英語、数学を例に御説明をさせていただきました。

このほかの教科、種目におきましても、同様に調査を行い、資料にまとめてございます。

最後に、冒頭に説明いたしました報告資料の2ページの下段の、「3 本資料『令和3～6年度使用教科書調査研究資料（中学校）』の取扱い」を御覧ください。

本日御説明しました調査研究資料に基づき、今年度新たに採択していただく、都立中高一貫教育校及び都立特別支援学校の中学部で使用する教科書について調査研究を行い、教科用図書選定審議会の意見を聞いた上で、7月の教育委員会で御報告させていただく予定でございます。

その後、本日の調査研究資料と、これから作成する採択資料等を十分に御活用いただきまして、後日、東京都教育委員会の責任と権限において、来年度に都立の義務教育諸学校で使用する教科書について、採択を行っていただくこととなります。

また、本日の調査研究資料につきましては、この後、都内の区市町村教育委員会など、他の採択権者に対し、指導、助言又は援助の一環として配布してまいります。

採択に関する日程につきましては、こちらの報告資料の3ページの下段のとおりでございます。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願い申し上げます。

【北村委員】 この教科書調査研究資料は、大変な労力をかけて、非常に丁寧に作っていただいたなというふうに感じています。

1点質問と、一つコメントですが、こういう形で資料を参考にしながら採択をして、その後、例えば、教科書を数年間使って、実際に学校現場でどういうふうに課題を見付けたりとか、教科書の使い方で工夫が必要であるとかということなどについては、今まで調べられたことがあるのかというのを伺いたしたいと思います。

各学校、各先生で、それぞれ教科書を研究して、現場で活用されていると思うので、その声をまたこちらで集約して、それをまた広く、他の学校や先生方に伝えることで、教科書をうまく活用していただくようになるという、何かそういうサイクルがあればいいな

と感じるものですから、お伺いした次第です。

もちろん、されているのでしたら、それをまたしていただければと思いますし、もし今まではそういうことはなかったということでしたら、特に、今回も丁寧に御説明いただきましたが、主体的・対話的で深い学びという、正に学び方そのものを、新しい学習指導要領では重視していますので、教科書が単にあるだけではなく、それを使ってどう学ぶか、どう教えるかということが、非常に大事になってくると思いますので、これからは少しそういうサイクルが生まれるような形を考えていただけないかなと思います。

コメントとしては、先ほど御説明いただいたように、デジタルコンテンツについては、教科書によって取組も様々ですし、これらが随時アップデートされるものであるということです。この時点で、「この教科書は優れている」とか「そうではない」とかということ判断するのが難しいと思いますが、今後は、もう明らかに非常に重要なコンテンツになっていくことが見込まれますので、継続して研究を続けていっていただきたいと思っております。

【指導部長】 ありがとうございます。

1点目ですが、教科書の調査研究というのは、高校の場合とは違い、中学校は各学校で調査研究をするわけではありません。ですので、都教育委員会で採択したものを現場で使っていただくということになります。

現場で使っていただくときには、もちろん、その教科書に基づいて教材研究をしますので、そのフィードバックということでお話をさせていただければと思います。

こちらの選定審議会の方では、現場の教員、今回でいえば、中学校あるいは中等教育学校の前期課程の現場の教員を必ず含めるようにしておりますので、そこから、それまでの採択した教科書の使い勝手だとかいったものを、聞くようにしております。

もっと細かくということであれば、日常、指導課の方で学校を回ったりしておりますので、そういった機会を捉えながら、今後も詰めていきたいなというふうに思っております。

それから、デジタルコンテンツについては、委員がおっしゃったとおりの内容になっていまして、調査研究資料の中でコメントを出せるような段階にはまだないのですが、学校現場で、実際に使い始めてからは、指導上の課題として、今後も継続して研究していく必要があると、私どもとしては考えております。

【秋山委員】 この調査研究というのは、大変な作業ではないかと思うのですが、ICT

がどの程度活用されているのでしょうか。

【指導部長】 調査研究については、例えば、全部デジタルになった教科書が我々の手元に来て、それで全てソートをかけてというような作業ができる状況にはありません。ですので、アナログの対応ですが、付箋が貼ってありますように、1ページ1ページ、全ての調査項目を、担当者あるいは委嘱をした現場の先生方に研究をしていただいて、それを集約してっております。

もちろん、集約した後についてはICT機能の活用になりますが、調査研究の段階では、今はまだそういう状況にはなっておりません。

【秋山委員】 現場としては、早いうちにそういう作業ができるようになるといいかと思えます。

【遠藤委員】 いつもこの時期になりますと、教科書の見本を拝見させていただくのですが、非常に立派ですよ。

立派というのは皮肉で言っているのではなくて、内容が立派なのは当たり前ですが、体裁が立派ですよ。そして、非常にコストがかかっています。

教科書というのは無償ですよ。もう少し全体的なコスト概念といいますか、そうしたことが、教科書の作成に当たって出てこないのかなと思います。この教科書の選定の時期に、教科書を見るたびにそう思うのです。

我々が使っていたような参考書みたいに、内容も微に入り細に入り、親切であるということはいいことなのかもしれないですが、非常にコストがかかっているなと思います。

それから、まだ内容を精査していないのですが、新聞報道ですと、中学生にスマホの持ち込みを認めるという文科省の方針が出たようです。今すぐということではないのですが、我々、一般に電子書籍に馴染みが大分出てきていると思いますが、そうすると、教科書の電子書籍化というようなことも、将来的な課題として出てくるのではないかと思います。

今日の新聞の内容をまだよく見ていないのですが、そういったことから、スマホの対応ということが出てくるのかなと思います。

今の教科書が余りにも立派過ぎるものですから、そうしたことも含めて、意見といいますか、申し上げた次第です。

【指導部長】 教科書で学ぶという形になっておりますので、教科書が児童・生徒の興味、関心をわかせるものというような工夫が、かなり各社でされているなということと、本日、

御説明させていただいたように、学習の過程、手立てみたいなところを、丁寧に押さえているので、非常に色彩豊かで体裁がよくなっているかと思います。

遠藤委員から今御指摘がありましたように、この教科書のデジタル化ですが、小学校の現場で使っている新しい学習指導要領に基づく小学校の教科書と、来年度から使う中学校の教科書ですが、ほとんどの会社は、デジタル教科書の発行もしております。

ただし、遠藤委員からお話があったように、教科書は無償ですが、今のところ、デジタル教科書は無償ではないのです。

そのデジタル教科書を児童・生徒が使うというふうになった場合のライセンス料とかいうものも、各会社によってまだまちまちな状況で、制度化されていないというところがございます。

今回のコロナの問題も、そういうことに拍車をかけるかとは思いますが、文科省の方でも、その辺については検討を始めているというふうに向っておりますので、少し時間はかかるかもしれませんが、そういう方向に行くかと思います。そうしたときには、もしかしたら、コストダウンみたいな話にはなるかと思います。

【宮崎委員】 この調査研究は、本当に大変な作業で、いつもエネルギーをかけてやっていただいてありがたいなと思っております。

ちょっとずれて申し訳ないのですが、このところの学習指導要領とかに基づいて、「考えてみよう」とか、「話し合ってみよう」とか、自ら能動的に学ぶというきっかけ作りが、どの教科書もそうですが、いろいろ出ています。

そのときに、「考えた先をどう指導するか」というところまでは、実は出ていないのですよね。

正に、現場のそれぞれの先生方の力量に任されるということになるのだろうと思いますが、ただ、与えっ放しではなくて、その先へ、児童・生徒をどう指導していくかという部分についての、ある程度の枠組みのようなものも併せて見られると、実際に使う方々が、もう少し安心して使えるのかなという感じがしますが、その辺りの工夫というのはいかがでしょうか。

【指導部長】 教科書の段階では、考えた結果をわざと出していないというような部分もあるかと思いますが、指導の過程の中では、宮崎委員が今御指摘のように、当然、結果が出てきます。

我々は、「指導と評価の一体化」というような言い方をしていますが、評価する上では、そこまでの過程とその結果について、指導者は評価をしていきますので、その評価をまた、次の指導にフィードバックしていくというようなやり方は、これまでもしているのですが、新しい学習指導要領になって、そういった部分をより丁寧にやっていくという視点が必要だと思えます。

それは、様々な研究活動などの中で広げていくものだというふうに考えております。

【宮崎委員】 ありがとうございます。

テーマによっては、答えがない問題もたくさんあるわけですし、子供の数だけ答えがあるという問題もあるわけですから、例えば、そういうことを考えるヒントが、この1冊の教科書の中で見付けやすい体裁になっているのかどうかということも、これから見ていく必要があるのではないかと思いましたので、一言申し上げました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ほかに御質問、御意見等がございませんようでしたら、本件につきましては、報告として承りました。

参 考 日 程

今後の日程

教育委員会定例会の開催

次回 7月9日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程につきまして、教育政策課長からお願いいたします。

【教育政策課長】 次回の定例会でございますが、7月の第2木曜日となります、7月9日、午前10時より、教育委員会室にて開催を予定したいと存じます。

以上でございます。

【教育長】 次回定例会は、ただいま御報告のとおり7月9日に開催いたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。それでは、日程につきましてはそのように扱わせていただきます。

日程以外の発言

【教育長】 ここで、都立学校における今回の分散登校の段階的再開につきまして、一言申し上げます。

都立学校における新型コロナウイルス感染症への対応についてでございますが、現在、都立学校につきましては、ガイドラインに基づきまして、分散登校を実施しておるところでございます。来週、29日からは一斉登校という形に移行する予定としてございます。

個別の学校の教員で、感染者が今週2件ほど発生している事例もございます。これにつきましては、ガイドラインに従いまして、地元の保健所とも相談の上、現在、部分的に休校するなどの対応を行っておりますが、今後につきましても、もしこういった例が生じた場合は、個別の対応として、ガイドライン、それから、地元の保健所、学校医等と連携をしながら、個別に適切に対応を図ってまいりたいと存じますので、そのように対応していきたいと思っておりますので、御報告させていただきます。

ほかに何かございますか。どうぞ。

【北村委員】 ありがとうございます。

いわゆる“ウィズコロナ”の時代ということで、この新型コロナウイルス感染症というのは、完全になくなるというのは、なかなか難しいものなのかなと思っておりますので、それとどう共存していくのか、その中でどのように生活していくのかということが、非常に大事なのかなと思っております。

その中で、例えば、今週、都立学校の先生が感染されたということが報道されていましたが、それはもう、誰にでも起こり得ることだということを、みんなで共有したいと思います。

感染した先生が責められたりとか、今後、生徒たちの中で感染者が出たりした場合に、その子たちがいわれのない非難を受けたりとか、そういうことが起こってはいけないと思っております。

これは誰でも起こり得ることなのだとすることを、是非都立学校の中でも、皆さんで話し合っていていただいて、共有してもらいたいと思っておりますし、区市町村レベルでも、小中学校においても、そういったことを当たり前のように、みんなが理解し合って、困ったときにはそれを支え合うというような社会を作っていくということを、是非東京都教育委員会

からもメッセージを更に出していただきたいと思っております。

【宮崎委員】 正に、北村委員がおっしゃったことを、私もそのように思っております。

それとプラスして、何かあったとき、起こってしまった後ではなく、手前でも、アクシデントではなくインシデントの段階でもいいのですが、情報連絡、要するに、即時に必要なところに必要な情報が行く体制というのを、きちんと整えておく必要があると思っております。

今は緊急事態なので、もう総ぐるみでこの問題に対してかかっていますが、これから少し定常化していったら、しかしながら、コロナウイルスが消えてしまうわけではなく、また、コロナウイルス以外の感染症も、これからいろいろ可能性も出てくるわけです。

そういう時期に、何かあった場合に、まず、保護者にはどのような形で伝えるのかとか、ほかの学校とはどう連携するかとか、もちろん、教育長までどう上げるかという縦の連携はできていると思いますが、横の連携としてどのような説明の仕方をするか。

パニックを防ぐには情報がとても大事だと思いますので、その辺についてシミュレーション等も含めて、もう整備してありますか。なるべくそういうことをきめ細かく、手厚く整備していただければと思います。

【教育長】 ただいまの件で、最初に、学校が再開した当初の段階で、児童・生徒の心のケアが第一なのですが、それに併せまして、この新型コロナウイルス感染症とはどういうものなのかとか、あるいは、日夜戦っている医療従事者の方々がいらっしゃる中で、誰でもうつり得るので、誰にもうつさない行動をとらなければならないので、一人一人の行動が大事だというようなことも、各発達段階に応じて、小中学校も含めてお伝えしております。

それから、学校関係ですと、もちろん、教職員も当然気を付けなければなりません、家庭内の感染防止ということで、保護者の御協力もいただかなければならないということで、改めまして、今回、改訂版のガイドラインの中にも、「保護者の皆さまへ」としまして、当初にも盛り込んでありましたが、更に内容を少しつけ加えまして、リーフレットなどもまた提示をしているところでございます。

また、情報連絡体制も、これは、早め、早めの対応ということで、職員も児童・生徒、保護者の方々も、ちょっと体調が怪しければ、無理をしないでお休みをしていただく、御自宅で待機していただくというような対応を、これまでもとってきておりますので、それ

を徹底しながら、宮崎委員がおっしゃいましたような、縦横の連絡も含めて、きちんと対応していきたいと思っております。

今後とも、適切に対応していきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

閉 会

【教育長】 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。ありがとうございました。

(午前 10 時 54 分)